

会 議 傍 聴 報 告 書

会 議： IASB 会議（2025 年 9 月）

日 時： 2025 年 9 月 23 日（火）、24 日（水）、及び 25 日（木）

報 告 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 保坂 昌宏

IASB 会議（2025 年 9 月）傍聴報告

日時：2025 年 9 月 23 日（火）、24 日（水）、及び 25 日（木）

スケジュール：別紙参照

2025 年 9 月 23 日、24 日、及び 25 日に、IASB ボード会議が開催された。当該 IASB ボード会議では、次の項目が議論された。

- キャッシュ・フロー計算書及び関連事項
- 持分法
- 第 4 次アジェンダ協議
- 引当金一的を絞った改善
- 償却原価測定
- 企業結合—開示、のれん及び減損
- 資本の特徴を有する金融商品
- IASB 作業計画アップデート

【9 月 23 日（火）】

キャッシュ・フロー計算書及び関連事項

（背景）

第 3 次アジェンダ協議において、多数のコメント提出者からキャッシュ・フロー計算書及び関連事項の優先度を高く評価するフィードバックが寄せられた。関係者からは、例えば、表示に関する要求事項（例えば、キャッシュ・フローを営業、投資、財務のカテゴリーに分類する要求事項）やその他の事項（例えば、一部の取引の非現金的影響に関する情報）を含む IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」（以下「IAS 第 7 号」という。）の現在の要求事項の欠陥と思われる点が指摘されており、IASB は、キャッシュ・フロー計算書及び関連事項に関するリサーチ・プロジェクトを 2024 年 9 月の IASB ボード会議から開始した。

2025 年 5 月の IASB ボード会議では、プロジェクトの初期的なリサーチでの発見事項について議論を行い、暫定決定の 1 つとして、財務諸表におけるキャッシュ・フロー情報の分解を改善するための考え得る方法を評価していくことを決定している。この議論の中では、一部の理事から、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」における分解の原則や、注記と基本財務諸表を関連付ける要求事項などがキャッシュ・フロー計算書にも当てはまるとの意見が聞かれ、それらが適切に適用されれば、投資家の懸念の一部は解決する可能性があるという意見が聞かれた。また、投資家がキャッシュ・フロー情報と財務諸表における他の情報とを関連付けられるようにすることが重要であるとの意見が聞かれた。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、利害関係者のフィードバックに対応して財務諸表におけるキャッシュ・フロー情報の分解をどのように改善できるかについて議論した。

（主な暫定決定事項）

IASB は、考え得る要求事項を開発することによってフィードバックに対応するために、次のことを決定した。

- 「キャッシュ・フロー計算書」と「IAS 第 7 号以外の IFRS 会計基準書に従って財務諸表の他の部分に表示又は開示される情報」の関連付けを強化する
- 非継続事業からのキャッシュ・フローの表示の一貫性を改善する

（今後の予定）

IASB は、プロジェクト計画の中のトピックのそれぞれに関して財務報告を改善するための考え得る方法を引き続き評価する。

持分法

（背景）

IASB は、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（以下「IAS 第 28 号」という。）の適用上の疑問点に対処するため、2024 年 9 月に公開草案「持分法会計－IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（202X 年改訂）」（以下、本項目において「公開草案」という。）を、2025 年 1 月 20 日をコメント期限として公表した。

公開草案には、IAS 第 28 号の修正案並びに当該修正案を補完するための IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」及び IAS 第 27 号「個別財務諸表」における開示要求を改善する提案が含まれている。IAS 第 28 号の修正案では、重要な影響力の獲得時における所有持分の変動時の会計処理や、投資者が関連会社とのすべてのアップストリーム及びダウンストリームの取引から生じた利得及び損失の全額を認識するように要求すること等を提案していた。

2025 年 5 月の IASB ボード会議では、IASB は公開草案に対するコメント・レター及び主として 2024 年 10 月から 12 月にかけて実施したアウトリーチから得られたフィードバックについて議論した。そのフィードバックの中には、プロジェクトの範囲の拡大を求める意見と、公開草案の提案に対する要望が含まれていた。

前者については、例えば、取得関連コストの取扱い、公正価値オプションを使用するための適格要件及び事業を構成しない関連会社の取扱いに関する適用上の疑問点の明確化を求める意見があった。この点、適用上の疑問点を本プロジェクトの範囲に追加するかどうかについて、2025 年 6 月の IASB ボード会議において議論され、適時に解決することが可能で公開草案における提案の再公開を生じさせない場合にのみ、本プロジェクトの範囲に適用上の疑問点を追加することを検討すること（すなわち、その検討にあたって高いハードルを用いること）を決定した。

後者については、関連会社に対する追加持分を購入するたびに関連会社の識別可能純資産の公正価値を算定するという要求事項案に対する免除措置や重要性の適用方法についての追加ガイダンスを設けることを求める意見があった。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、公開草案における提案の再審議を開始し、3 つの適用上の疑問点、すなわち、取得関連コストを取得原価の一部とするか発生時の費用とするか、「公正価値オプション」を使用するための適格要件、及び事業を構成しない関連会社に対する重要な影響力の獲得をプロジェクトの範囲に追加するかについて議論した。

また、IASB は、公開草案における関連会社に対する追加持分の購入に係る提案を適用するにあたって、重要性の適用方法についてのガイダンスを設けるか、及び免除措置を設けるかについて議論した。

（主な暫定決定事項）

プロジェクトの範囲—追加的な適用上の疑問点の検討

IASB は次のことを決定した。

- 「投資者は持分法を適用する際に取得関連コストをどのように認識するか」という適用上の疑問点を本プロジェクトの範囲に追加する
- 事業を構成しない関連会社に対する重要な影響力の獲得についての適用上の疑問点を本プロジェクトの範囲に追加しない
- IAS 第 28 号の第 18 項から第 19 項に従って公正価値オプションを使用するための適格要件についての適用上の疑問点を本プロジェクトの範囲に含めない

上記 3 点目に関しては、その代わりに、IASB はこれらの各項（特定の企業が本基準書の範囲に含まれる投資を純損益を通じて公正価値で測定することを認めている）を明確化すべきかどうかを探究することを決定した。

投資者の所有持分の変動—追加持分の購入

「重要な影響力を保持している間に関連会社に対する追加持分を購入する際に、投資者は持分法をどのように適用するか」という適用上の疑問点に対する回答案に対するフィードバックを検討するにあたり、IASB は次のことを決定した。

- 公開草案における提案の免除措置を設けることを検討する
- 公開草案における提案への重要性の適用方法についてのガイダンスを設けることを検討しない

（今後の予定）

IASB は公開草案における提案の再審議を継続する。

第 4 次アジェンダ協議

（背景）

IASB は、IFRS 財団のデュー・プロセスに基づき、第 4 次アジェンダ協議のプロセスを開始した。

IFRS 財団のデュー・プロセスでは、作業計画に関する公開協議を 5 年ごとに、公開の情報要請により行うこととされており、このプロセスを「アジェンダ協議」と呼んでいる。第 3 次アジェンダ協議は 2022 年から 2026 年までの期間を対象として実施され、2022 年 7 月に完了した。

2025 年 3 月の IASB ボード会議では、第 4 次アジェンダ協議に対するアプローチについて、2021 年 3 月の第 3 次アジェンダ協議の情報要請公表後に国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が設立されたことを踏まえ、ISSB との共同プロジェクトとする可能性などを議論し、また、プロジェクト計画案についても議論した。この時点では、2025 年 10 月に情報要請を公表し、第 4 次アジェンダ協議は 2027 年から 2031 年までの期間を対象とすることを計画していた。

2025 年 7 月の ISSB ボード会議において、ISSB は、次回のアジェンダ協議のタイムラインについて議論を行い、IASB がスケジュールに同意することを条件に、2026 年後半にアジェンダ協議プロセスを開始すること、2027 年に（IASB による IASB のアジェンダに関する情報要請の公表と同時に）アジェンダに関する情報要請を公表することを決定した。2025 年 7 月の IASB ボード会議では、このような ISSB 会議の状況が口頭で報告され、それを踏まえて第 4 次アジェンダ協議の進め方等について議論が行われた。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、プロジェクトの方向性について議論した。

（主な暫定決定事項）

IASB は、第 4 次アジェンダ協議に対するアプローチを次のことによって改訂することを決定した。

- 2025 年 10 月に情報要請を公表するという計画を、ISSB に合わせるために 2027 年に同時に情報要請を行うという提案に沿って延期する
- 第 3 次アジェンダ協議の期間を、ISSB と同時に行うアジェンダ協議が 2028 年に完結するまで延長し、その間に利用可能となる開発能力を既存及び新規のプロジェクトに使用する

（今後の予定）

IASB はどのプロジェクトをパイプラインに追加するのかを決定する。

【9 月 24 日（水）】

引当金—的を絞った改善

（背景）

IASB は、2024 年 11 月に公開草案「引当金—的を絞った改善」（IAS 第 37 号の修正案。以下、本項目において「公開草案」という。）を、コメント期限を 2025 年 3 月 12 日として公表した。公開草案では、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」（以下「IAS 第 37 号」という。）の 3 つの側面についての的を絞った改善を行うことを提案している。そのうちの 1 つの側面は、引当金の測定にあたって、企業が将来の支出を現在価値に割り引くために用いる率に関するものである。

2025 年 6 月の IASB ボード会議では、コメント・レター及び利害関係者との協議から得られた公開草案に対するフィードバックについて議論した。そのフィードバックの中には、割引率に不履行リスクの影響を反映しないという提案に賛成するものの、キャッシュ・フローの見積りに不履行リスクを反映しないことの明確化を求める意見や、IFRS 第 3 号「企業結合」（以下「IFRS 第 3 号」という。）と IAS 第 37 号との相互関係に懸念を示し、IFRS 第 3 号において当初測定原則に対する例外を追加することを求める意見があった。また、引当金の算定にあたって用いた割引率及びその割引率を決定するために用いたアプローチの開示要求案への賛否が含まれていた。

このほか、2025 年 7 月の会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）会議においてメンバーから見解を収集した。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、コメント・レター及び ASAF メンバーからのフィードバックを踏まえて、企業が将来の支出を現在価値に割り引くために使用する率に関する公開草案の提案を再審議した

（主な暫定決定事項）

割引率—要求されている率

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- 貨幣の時間価値を反映する率（リスクフリー金利で表される）で引当金を割り

引き、不履行リスクの影響についての調整はしないことを企業に要求する提案を維持する

- 企業が適切なリスクフリー割引率をどのように決定するのかに関して IAS 第 37 号に適用指針を追加しない
- IAS 第 37 号において、義務を決済するために要求される支出の最善の見積りを不履行リスクの影響を反映するように減額しないことを明確化する
- 引当金の測定にあたっての実質又は名目の割引率の使用についての要求事項を追加しない

割引率—IFRS 第 3 号との相互関係

IASB は、IFRS 第 3 号に IAS 第 37 号の範囲に含まれる引当金（偶発負債以外）に適用する当初測定の原則に対する例外を追加すること、及びこれらの引当金を取得日に、取得日公正価値ではなく、IAS 第 37 号における測定の要求事項に従って測定することを取得企業に要求する当初測定の原則に対する例外を追加することを暫定的に決定した。

割引率—開示

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- IAS 第 37 号を適用する企業に、引当金の測定にあたって用いた割引率及びその割引率を決定するために用いたアプローチの開示を要求する提案を維持する
- IAS 第 37 号に開示要求を追加しない
- IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」を適用する子会社に、引当金の測定にあたって用いた割引率を開示することを要求するが、その率を決定するために用いたアプローチを開示することを当該子会社に要求しないという公開草案の提案を維持する

（今後の予定）

IASB は公開草案における提案の再審議を継続する。

償却原価測定

（背景）

IASB は、2024 年 9 月に IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）における償却原価測定 of 要求事項に対して、的を絞った改善を行うプロジェクト（以下、本項目において「本プロジェクト」という。）を開始した。

本プロジェクトの目的は以下のとおりである。

- (1) 基礎となる原則を明確化する、又は新たな基準を開発し、ガイダンスを追加することにより、IFRS 第 9 号における償却原価測定 of 要求事項から生じる広範な適用上の問題を解決する。
- (2) 企業の金融商品の条件変更、認識の中止及び直接償却の影響について、財務諸表利用者に提供される情報を改善する。

本プロジェクトにより、IASB は最終的に以下を目指す。

- (1) 償却原価測定 of 要求事項を明確化することにより、実務の多様性を縮小する。
- (2) IFRS 第 9 号における償却原価に関する要求事項と減損に関する要求事項との相互関係を明確にする。

2025 年 6 月の IASB ボード会議では、2025 年 3 月から 5 月の間に行われたアウトリーチにおける利害関係者からのフィードバックについて議論した。その中には、実効金利を計算する目的上、金融商品のすべての契約条件を考慮することが要求されているが、実務上はすべての契約条件ではなくその一部を考慮しているというフィードバックや、実効金利の事後の変更にに関して、借手固有の要因から生じる変動を市場金利の変動に含める見解（IFRS 第 9 号の B5.4.5 項を適用）と含めない見解（IFRS 第 9 号の B5.4.6 項を適用）があるというフィードバックが含まれていた。

また、2025 年 6 月の IASB ボード会議では、本プロジェクトをリサーチ・プログラムから基準設定の作業計画に移すことを決定した。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、金融商品が契約上の金利に付帯する条件を有している場合の実効金利の決定に関して IFRS 第 9 号の要求事項をどのように適用するのかを明確化すべきかどうかについて議論した。具体的には次のことについて議論した。

- (1) 実効金利を計算する目的で期待キャッシュ・フローを見積るにあたり、企業はどの契約条件を考慮することを要求されるか
- (2) 実効金利の計算にあたり、企業はどの見積方法を使用することを要求されるか

また、IASB は、実効金利が事後に変更される場合の IFRS 第 9 号の B5.4.5 項と

B5.4.6 項の要求事項を明確化すべきかどうかについて議論し、考え得る代替案を検討した。

（主な暫定決定事項）

当初認識時の実効金利の決定

IASB は、当初認識時の実効金利の決定について追加の行動を取らないことを決定した。

実効金利の事後的な変更

IASB は何も決定を行うことを求められなかった。

（今後の予定）

IASB は本プロジェクトの範囲に含まれる論点の審議を継続する。

企業結合—開示、のれん及び減損

（背景）

IASB は、IFRS 第 3 号の適用後レビューの結果に対応するプロジェクトを進めており、2024 年 3 月に公開草案『「企業結合—開示、のれん及び減損」』（IFRS 第 3 号「企業結合」及び IAS 第 36 号「資産の減損」の修正案）」（以下、本項目において「公開草案」という。）を公表した。

公開草案の IFRS 第 3 号の修正案は、企業結合の業績に関する情報及び期待されるシナジーに関する定量的情報に係る新たな開示要求を追加することなどを提案しており、財務諸表利用者が、企業結合の業績に関して、十分な情報を受け取っていないとする懸念に対応しようとしている。

また、IAS 第 36 号「資産の減損」の修正案は、使用価値の計算、のれんの資金生成単位への配分及び開示に関する要求事項の修正などを提案しており、のれんに係る減損損失の複雑性や、減損損失の認識が遅すぎる場合があるとの懸念に対応しようとしている。

2025 年 2 月の IASB ボード会議から、公開草案の提案に対する再審議が開始されている。

今回の議論に関連して、公開草案で追加開示を提案している企業結合の業績及び期待されるシナジーの両方の情報について、ほぼすべての利用者が当該情報の必要性を

確認した一方で、ほとんどの作成者は財務諸表において当該情報を要求することに反対し続けていた。このような作成者の懸念について 2025 年 3 月の IASB ボード会議で議論したものの、企業が業績及び期待されるシナジーの両方の情報を開示するという要求事項案を引き続き再審議することを決定し、それ以降、関係するいくつかの側面で再審議が続けられている。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、企業結合の業績及び期待されるシナジーの両方の情報を財務諸表において要求することについて、次の観点から議論した。

- （1）情報の有用性
- （2）金銭的成本を始めとする懸念

（主な暫定決定事項）

IASB は何も決定を行うことを求められなかった。

（今後の予定）

IASB は公開草案における提案の再審議を継続する。

【9 月 25 日（木）】

資本の特徴を有する金融商品

（背景）

IASB は、2023 年 11 月に公開草案「資本の特徴を有する金融商品（IAS 第 32 号、IFRS 第 7 号及び IAS 第 1 号の修正案）」（以下、本項目において「公開草案」という。）を公表し、2024 年 5 月より公開草案に寄せられたフィードバックを踏まえ再審議を行っている。

2025 年 6 月までの IASB ボード会議において、資本性金融商品の表示及び開示に関する修正の検討が完了したことから、2025 年 7 月の IASB ボード会議から公開草案における分類のトピックに関する再審議が開始されている。

今回の議論に関連して、公開草案では当初認識後の金融負債と資本性金融商品の間の分類変更について取り上げられており、契約上の取決めの実質が変化した場合を除き当初認識後に分類変更しないと要求することや、契約上の取決めの実質が変化した場合の分類変更の取扱いを明確化することなどが提案されていた。これらの提案に対

しては、明確化の取組みが概ね支持される一方で、一部の明確化については反対する意見も寄せられていた。また、公開草案では契約上の取決めの「外部の状況」に変化があった場合に契約上の取決めの実質が変化したとして分類変更を要求しているが、多くの利害関係者から、外部の状況の意味又は範囲について懸念が示されていた。

他方、株主の裁量に関する要求事項案に対して、ほとんどの回答者が公開草案で提案された要因ベースのアプローチに賛成した。しかし一部の回答者は、要因ベースのアプローチ案のための適用指針、設例又はより具体的な原則の定めを追加や、要因案のさらなる明確化を求めている。

（今回の会議における主な論点）

IASB は次の 2 つの分類のトピックに関しての IAS 第 32 号「金融商品：表示」の修正案について議論した。

- 金融負債及び資本性金融商品の分類変更
- 株主の意思決定権が分類に与える影響

（主な暫定決定事項）

修正案—金融負債及び資本性金融商品の分類変更

IASB は、公開草案で示された金融負債及び資本性金融商品の分類変更に関する要求事項案について、次のようないくつかの的を絞った精緻化を条件として進めることを暫定的に決定した。

- 分類変更の要求事項が、契約上の権利又は義務を創出するか又は消滅させることも契約条件を変更することもない契約上の取決めの実質の変化に適用される旨を明確化する
- 「契約上の取決めの外部の状況」とは、金融商品が分類された後に発生し、かつ、企業の事業にとって重大で、外部の関係者に対して証明可能であり、頻繁には発生しないと一般的に見込まれる事象である旨をさらに明確化する
- 企業自身の資本性金融商品を引き渡す義務を含んだ金融商品について、契約条件が有効でなくなることにより契約上の取決めの実質が変化する場合には、金融負債から資本に分類変更することを企業に要求する

詳細なフィードバック及び修正案—株主の裁量

IASB は、当初認識時に株主の意思決定が企業の意思決定として扱われるかどうかの評価について公開草案で示した要因ベースのアプローチ案を、軽微な文案の改善を

条件として進めることを暫定的に決定した。

また、IASB は、提案した要因に基づくアプローチの基礎となる原則（すなわち、企業は次のことを検討する際に判断を適用すること）を明確化することも暫定的に決定した。

- 金融商品の契約条件
- 報告企業に当てはまる事実及び状況
- 株主が意思決定を行う際に行動する立場（提案している要因及びその他の関連性のある要因を適用する）
- それぞれの要因に適用すべきウェイト付け（どの要因も単独では決定的ではないことを考慮に入れる）
- 複数の株主の意思決定権とそれらが金融商品の分類に与える影響との相互関係

（今後の予定）

IASB は公開草案における分類のトピックについて引き続き再審議する。

IASB 作業計画アップデート

前回（2025 年 6 月）のアップデート以降、次のプロジェクトが完了している。

- 「経営者による説明」
- 「IFRS 第 19 号『公的説明責任のない子会社：開示』の修正」

前回のアップデート以降に開始した新規のプロジェクトはない。

また、次の例外を除いて、プロジェクトは計画通りに進捗している。

- (a) 第 4 次アジェンダ協議－第 3 次アジェンダ協議の期間を、ISSB と同時に行うアジェンダ協議が 2028 年に完結するまで延長することを IASB が決定する場合、第 4 次アジェンダ協議は中断される。
- (b) 料金規制対象活動－確定版の会計基準書を 2025 年 12 月に公表する見込みであったが、広範な新しい要求事項をより明確にするために時間を要するため、現状では 2026 年第 2 四半期に確定版の会計基準書を公表する見込みである。
- (c) 動的リスク管理－2025 年 10 月に公開草案を公表する計画であったが、2025 年

12 月に公表する予定である。

- (d) 持分法－複数の提案について複数の利害関係者から表明された重大な懸念を IASB が検討する追加の時間を確保するために、プロジェクトの方向性の決定を 2025 年第 4 四半期から少なくとも 2026 年第 1 四半期に延期する。

なお、IASB は何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASB は作業計画についての次回のアップデートを 3 か月から 4 か月後に受ける予定である。

別紙スケジュール

9 月 23 日（火）

時間（予定）	アジェンダ項目
09:00-10:15	キャッシュ・フロー計算書及び関連事項（アジェンダ・ペーパー20） （予定 75 分→75 分）
10:15-10:30	休憩
10:30-13:30	持分法（アジェンダ・ペーパー13） （予定 180 分→130 分）
13:30-14:30	休憩
14:30-15:00	第 4 次アジェンダ協議（アジェンダ・ペーパー24） （予定 30 分→19 分）

9 月 24 日（水）

時間（予定）	アジェンダ項目
09:30-11:00	引当金一的を絞った改善（アジェンダ・ペーパー22） （予定 90 分→75 分）
11:00-11:15	休憩
11:15-12:45	償却原価測定（アジェンダ・ペーパー11） （予定 90 分→83 分）
12:45-14:00	休憩
14:00-15:00	企業結合—開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18） （予定 60 分→40 分）

9 月 25 日（木）

時間（予定）	アジェンダ項目
09:00-11:00	資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5） （予定 120 分→90 分）
11:00-11:15	IASB 作業計画アップデート（アジェンダ・ペーパー8） （予定 15 分→5 分）

以 上